

5-3
11

上野	23
----	----

教員養成制度 (三)

昭和二十四年度

発大第二二五号

昭和二十四年八月十八日

文部省大学学術局長

教育学部又は学藝学部を置く

大学の学長 殿

昭和二十四年度小学校教員臨時養成について  
近時小学校における教員の質的低下は義務教育遂行上憂慮すべき状況であるのに鑑み、今回別紙小学校教員臨時養成要項によつて、小学校教職の短期養成を行うことに致したについては、左記によつてその実施方に関して御配意を願いたい。

記

一、募集員数、都道府県の助教職数、貴学教育学部又は学藝学部の欠員数、教室数其の他を考慮し、都道府県教育委員会と連絡の上決定せられたい。

二、出来得る限り寄宿舎等を開放し、養成<sup>科</sup>学生中宿舎を希望する者に対して便宜を計られたい。

三、経費は、貴学経費を以つて経理願いたい。

四、本養成計畫を決定の上、左の事項を至急御報告願いたい。

1. 開設期間
2. 募集人員
3. 教育課程
4. 養成科の主任教官名及び各科目担当教官名
5. 開放寄宿舎收容人員
6. 其他

備考

本件に関して、各都道府県教育委員会に対して、別紙写の通り通牒したから御了知願いたい。

昭和二十四年度小学校教員臨時養成要項

小学校教諭の不足の現状に鑑みて、大学に小学校教員臨時養成科（以下養成科という）を設けて、左の要項によつて小学校教諭の短期養成を行うものとする。

一、養成科の設置

教育職員養成の大学又は学部の一課程として設置するものとする。

二、開設期間

昭和二十四年九月より一ケ年間とする、授業は二期に分けて行うこととし、一期を各十五週づつ計三十週とする。尚残余の期間は地方教育実習にあてるものとする。

三、教育課程

別表第一、第二に據るものとする。

四、入学應募の資格

教育職員免許法附則第四項に該当する現職又は休職の小学校<sup>助</sup>教諭

一、但し欠員ある場合は現職又は休職以外の者も應募することができらる。

五、入学者選抜方法

應募者について、大学入学資格試験及び入学試験を行つて、その入学者を決定するものとする。

六、入学志願手續

入学願書は現職又は休職の者は教育委員会又は都道府縣知事を経由して提出し、其の他の者にあつては直接大学に提出すること。

七、其の他

一、養成科学生の授業料は徴集しない。

二、養成科に於て、「一般教養科目」及び「教科に関する専門科目」を十五単位以上、「教職に関する専門科目」十五単位以上並に「体育」一単位以上を修得した者は教育職員免許法別表第一の規定によつて小学校教諭仮免許状が授與せられる。

別表第一

一般教養科目及び教科に関する専門科目の最低修得単位数

科目に関する専門科目	単位数	
	単位数	最低修得単位数
國語	國語 國文學	二
社會科	社會科 一般	三
算術	算術 一般	二
理科	自然科學 一般	二
音楽	声乐 樂学	二
図画	繪画 西画	二
保健体育	体育 個人及び公衆衛生	二
合計		一五

備考 本表に定むるもののほか一般体育一単位は必修とする。

別表第二

教職に関する専門科目の最低修得単位数

教職に関する専門科目	単位数	最低修得単位数
教育心理学（児童の成長と発達を含む）	四	四
教育原理（学校の組織と管理を含む）	三	三
小学校の教育課程と教育方法	四	四
教育実習	四	四
合計		一五

備考

- 一、文部省著作の「学習指導要項」、「小学校の経営指針」、「児童の理解と指導」その他適当なる小学校教育のための参考書を用いて、実際の協力を十分その施設を活用すること。
- 二、附屬小学校と協力して十分その施設を活用すること。

発大第二二五号

昭和二十四年八月十八日

文部省大学学術局長

都道府縣教育委員会 御中

昭和二十四年度小学校教員臨時養成について

今般別紙要項によつて、小学校教員臨時養成の短期養成を実施することに致したについては、左記によつて、その実施に関して御配意を願いた

記

一、養成科の入学者は、小学校教員臨時養成の不足の現狀に鑑みて、なるべく多数收容するよう關係大学と連絡願いたい。

二、養成科入学者に対しては、現職のまま入学せしめる等特別の御措置を願いたい。

三、本養成科に関して、左の事項を御報告願いたい。

（一）本養成事務主任担当者

（二）養成科に入学した現職又は休職小学校教員の身分の取扱ひ方法

備考

本件に関して、教育学部又は学芸学部を置く大学の学長に対して別紙写の通牒したから御了知願いたい。

発学二八四号

昭和二十四年八月二十五日

文部省 大学学術局長

国立 大学 長 殿

教職員の配置轉換等の幹旋について

標記の件については、本年四月二十一日発学二八四号を以つて貴学に包括された直轄高等専門学校校長並びに教員養成諸学校長に対してご連絡致しましたが、大学設置委員会における教職員の審査の結果に鑑み、他に轉出するを適當とする者については本人は勿論、貴官におかれども種々御配慮中のことと考えるが本省においても極力幹旋致したいから別紙「様式一」による調査御作成の上至急御送付願います。

尙貴学における不足する教員に対しても、その御採用について幹旋によつて極力教員の充実に御協力致したいから別紙「様式二」により不足教員の調査御作成の上至急御送付願いたい。

一様式一

轉出希望者調査票

(大学名)

大学

希望 府縣	希望学校種 別官廳等並 現職学校同 職名	専攻科目 及 現在担 当科目	最終卒業学 部学科及び 卒業年次	教職適格 審査判定 年月日	現在 俸給	本籍	性別	氏名
					俸号級			生年月日
学歴	高等専門学校卒業以上について記載 すること		轉職につき 現職の交渉中 ればその職 名及び見込					
免状許	免状の種別及び取得年月日につき 記載すること		その他参考 となる事項 (大学教官等 査定)					
職歴	主要な事項につき記載すること	学部長、学 校長の所見						

備考 本表は教員幹旋基礎資料として必要に付至急御報告願いたい。

一様式二

不足教員調査票

(大学名)

大学

不足教員	学科別	官職別	備考	採用の場合の希望	その他
				専攻科目等	
				俸給の程度	
				採用の時期	

備考 本表は教員幹旋の基礎資料として必要に付至急御報告願いたい。

・教員養成機関の指定に関する基準試案

第一 趣旨

- 一 この基準は教育職員免許法（以下免許法という。）第五條又は別表第一備考第二号の規定に基き小学校、中学校、幼稚園、盲学校、ろう学校若しくは養護学校の教員又は養護教諭の養成機関を指定する場合に適用するものとする。
- 二 指定に当つては免許法及び同法施行規則に規定するもののほかこの基準による。

第二 基準

- 一 養成機関は、その目的、使命を明示しなければならない。
- 二 教育課程は、養成しようとする教員の学校種別に應じそれぞれ免許法別表第一若しくは第三又は免許法施行規則第一章の相当條項に基いて構成されたものでなければならぬ。

三 教員は左の基準による

1 教員組織

二学級以下の養成機関においては教員七人以上、内三人以上（専門科目担当若しくは専任とし、更に一学級を増すごとに三人以上、内一人以上は専任とする）

2 教員資格

免許法施行規則第四十條各号の一に該当する者

四 生徒の定員は、その養成機関の教員組織、教室、実験実習施設等の規模に應じたものでなければならぬ。

五 施設及び設備は左の基準による

- 1 敷地は、養成機関としてふさわしい環境を持ち適当な空地を持つこと。
- 2 教員は少くとも学級数と同一以上の専用教室を有すること。
- 3 設備は、その組織規模に應じたものであること。
- 4 実習施設は附置されていることを原則とするが、やむを得ない場合は管理者の承認を得た相当の学校であること。
- 5 附置されている学校の一部或いは全部を兼用又は共用すること並に併用する養成機関があつては、その学校の設備に支障のない限り兼用又は共用することを認める。



協 議 事 項

一、教職員免許法関係

1. 教職員免許法の施行について  
一 千葉、静岡、和歌山、島根、熊本提出
2. 単位の修得方法について  
一 岐阜、静岡、愛知、和歌山、広島提出
3. 免許法と教育課程について  
一 鹿兒島、和歌山提出
4. 教育実習について

二、学部組織関係

A 講座組織関係

1. 講座組織について  
福島、千葉、岐阜、静岡、三重、島根、  
広島、和歌山、鹿兒島提出
  2. 職業科について  
富山、熊本提出
  3. 大講座<sup>制</sup>と小講座制について  
大阪提出
  4. 講座の変更増減について  
熊本提出
  5. 学藝学部と教育学部について  
千葉、島根提出
- B 分校、分教場について  
大阪提出
- C 附属学校について  
神戸、広島、熊本提出
- D 旧制学校の課程について  
静岡提出

三、教員関係

A 教員組織関係

1. 教員の充実に ついて

( 滋賀、大阪、廣島提出 )

2. 教員の定員について

( 静岡、三重、大阪、鳥根、熊本、  
神戸提出 )

3. 今後の大学教官の資格判定について

( 鹿児島、熊本提出 )

B 教員の配置轉換について

( 福島、千葉、和歌山、鹿児島、山  
梨、鳥根、滋賀、神戸提出 )

C 学校行政機構関係

1. 教授会について

( 岐阜提出 )

2. 学部長と旧制学校長の権限について

( 岐阜提出 )

D 教員研修関係

1. 内地研究員について

( 千葉、和歌山、鹿児島、金沢、大  
阪、鳥根提出 )

2. 附属学校教員の講習について

( 大阪、神戸提出 )

3. 科学研究費について

( 和歌山提出 )

その他  
の他  
の他

4. 新科目担当教員の研究助成について

( 和歌山提出 )

E 非常勤講師の給与について

( 和歌山提出 )

四、学生関係

1. 学生定員について (一岐阜提出)
2. 学生募集について (一岐阜提出)
3. 学生奨学金について (一岐阜提出)
4. 小学校及び中学校の進学指導について (一岐阜提出)
5. 学生の政治活動について (一岐阜提出)
6. 補導部の組織について (一岐阜、滋賀提出)
7. 師範学校予科修了者について (一岐阜、静岡提出)
8. 師範学校及び教育学部卒業者の就職について (一鳥根提出)

五、現職教育関係

1. 現職教育講座の設置について (一神戸提出)
2. 小学校教員の短期養成について
3. 教職員通信講座について
4. 都道府県の現職教育に対する協力方について (一千葉、金沢、神戸提出)
5. 教育研究所について (一岐阜提出)
6. 現職者教育の施設について (一岐阜提出)

教育研究所の予科修了者

六 予算関係

1 施設の充実について

—各大学提出—

2 教員住宅について

—大阪、鳥根提出—

七 其他

1 大学本部に教育部を置くについて —金沢提出—

2 大学本部と学部の事務調整について —全—

教員養成をする短期大学の審査申合せ 二四、一一、五

A、科目とその単位数

一、一般教養科目（最低取得単位数十八単位）

1. 一般教養科目の各系列にわたり、各六単位以上取得しなければならない。

但し右のうちには日本国憲法二単位を含むものとする。

2. 一般教養科目について取得した単位は専門科目（教科に関する専門科目及び教職に関する専門科目）の単位として計算することはできない。

二、専門科目

(一) 教科に関する専門科目

1. 小学校又は幼稚園（最低取得単位数十二単位）

イ 小学校教科の内六教科の教材研究について各科一単位以上、計六単位以上と更に三教科の教科に関する専門科目につき各科二

単位計六単位以上合計十二単位以上を取得しなければならない。

ロ 幼稚園の場合は保育内容に関する研究六単位以上及び音楽、園  
園工作、保健体育の各教科に関する専門科目についてそれぞれ  
二単位計十二単位以上を取得しなければならない。

2. 中学校（最低取得単位数 甲十五単位 乙十単位）

免許法施行規則第三條に定められた専門科目及専門科目群の数の内  
三分の二以上の科目につき各二単位以上取得しなければならない。

3. 高等学校

中学校に準ずる。

(二) 教職に関する専門科目（教職課程）

1. 小学校又は幼稚園（最低取得単位数二十単位）

イ 次の科目又は科目群についてそれぞれ四単位以上計十二単位以上  
を取得しなければならない。

「教育心理学、児童心理学（成長と発達とを含む）」

幼稚園、小学校教育の原理（教育課程、教育方法及び指導を含む）

教育実習

ロ右の科目及び科目群並に教育哲学、教育史、教育社会学、教育行政学、教育統計学、図書館学その他当該短期大学の適宜加える教職に關する専門科目の内から八単位以上を取得する。

2. 中学校（最低取得単位数十五単位）

イ次の科目又は科目群についてそれぞれ三単位以上計十二単位以上を取得しなければならない。

「教育心理学、青年心理学（成長と発達を含む）」

中学校、高等学校教育の原理（教育課程、教育方法及び指導を含む）

教科教育法（取得免許教科ごとに三単位以上）

教育実習

ロ人のロに準じて三単位以上を取得する。

3. 高等学校

中学校に準ずる

（三）専門科目の中級職に關する専門科目の単位数は短期大学設置基準の専門科目として安求する最低三十単位の中に含めない。

B、教員組織

一、一般教養科目

各系列に亘り一糸列ごとに一名以上の専任者をおき、その専任者は教授又は助教授であることを原則とする。

二、専門科目

（一）教科に關する専門科目

1. 小学校、幼稚園  
三名以上の専任者をおき、その専任者は教授又は助教授であることを原則とする。

2. 中学校

免許教科ごとにその主要な科目につきそれぞれ専任者をおき、その専任者は教授又は助教授であることを原則とする。

3. 高等学校

省令  
教職課程を  
長くたす

中学校に準ずる

② 教職に関する専門科目

教育原理、心理学を担任者各一名計二名以上を専ら、その専任者は教授又は助教であることを原則とする。

○、施設、其他

年 迄は一名のみ

(通してを専らとする)

一、免許教科に関する専門科目を教授する設備がなければならぬ。

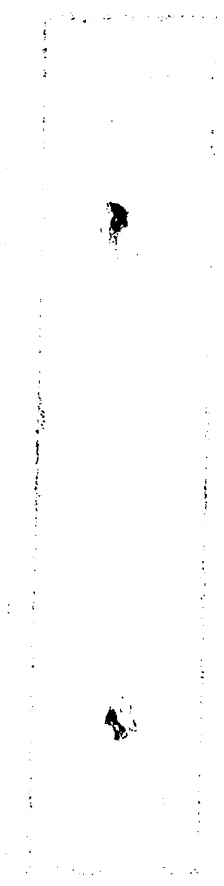
二、教育実習

適切な教育実習校（特に教員組織が良好なものでなければならぬ）をもたなくてはならない。

取寄の

但し代用する実習校についてはその目的を達成するために必要な契約したものではなくてはならない。

2. 教育実習の一単位の間数は短冊 大学設置基準八の六のハによる



V - 111